

2025年（令和7年）10月23日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県学童保育連絡協議会
会長・神田 公司

学童保育（放課後児童クラブ）に関しての要望書

日頃より学童保育（放課後児童クラブ）の拡充にご尽力いただき、ありがとうございます。

こども家庭庁は2025年（令和7年）3月28日に発出された「放課後児童クラブ運営指針解説書について」（以下、運営指針）の通知の中で以下のように述べています。

「放課後児童健全育成事業の実施にあたり、こどもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を目的として、放課後児童クラブ運営指針を定め、改正を通知（令和7年1月22日成環第16号こども家庭庁成育局長通知）したところです。今般、別紙のとおり、運営指針の趣旨や内容を、自治体担当者、事業者、放課後児童支援員等の関係者に深くご理解いただくことを目的にして、運営指針の解説書を作成しましたので、通知致します。内容御了知の上、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、放課後児童支援員認定資格研修等で使用する等、運営指針に基づいた各放課後児童クラブの運営がなされるよう、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。」

そして、運営指針の改正ポイントとして別紙のように14点を挙げています。とりわけ「子どもの権利に関する記述を充実した」として、①子ども自身が権利の主体であることを実感できるよう、子どもの権利について子どもや保護者、地域住民に伝える機会づくり、②放課後児童クラブ職員が自ら子どもの権利に関する学習することを求める、③運営主体に子どもの権利に関する学習や職員の学習機会保障を求める、④子どもの意見形成支援、意見聴取、意見反映への支援に関すること、⑤子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対処方法について定め、子どもに周知すること等について、となっています。

子ども・子育て支援法第3条2項では「都道府県は市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない」とあります。

「子どもの最善の利益」を保障する学童保育（放課後児童クラブ）の実現のため、熊本モデルと言われるような全国に先駆けた「こどもまんなか」の学童保育（放課後児童クラブ）を作り上げるため、私たちの要望をご検討いただき、要望に沿った対応を心からお願い申し上げます。

以下、要望します。

1 運営指針改正に伴い「運営指針の趣旨や内容を、自治体担当者、事業者、放課後児童支援員等の関係者に深くご理解いただくことを目的」として、とりわけ「子どもの権利に関する」研修会を開催してください。

運営指針は子どもの権利条約をベースとした子ども基本法、子ども大綱、子どもの居場所づくりに関する指針を踏まえて10年ぶりに大幅に改正（加筆）されました。

とりわけ、子どもの権利に関する記述では前述した5項目が強調され、運営主体の職員などにも学習機会の保障が求められています。さらに「子どもの権利が侵害される事案が発生した場合の対処方法」についても具体的な対処方法を定め、子どもに周知することが求められています。

こうした「運営指針に基づいた各放課後児童クラブの運営」実現のためには実施主体の自治体担当者、事業者、放課後児童支援員等の研修が必要と考えます。

2 2026年12月25日施行予定の「子ども性暴力防止法」（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が求める取り組みについての周知（学習機会の実現）をしてください。

「子どもの権利が侵害される事案」を起こさないために、そして起きたときにどのような対応をするのかが求められています。子ども家庭庁は「子ども性暴力防止法」が2026年12月25日施行予定であることを踏まえ、パンフレットの作成や動画の配信を行っています。学童保育（放課後児童クラブ）の事業所は学校や保育所のように義務化されておらず、認定対象になっています。これは学童保育（放課後児童クラブ）が児童福祉法の7条に位置付けられておらず、児童福祉施設ではないからです。ここにも法的な位置づけの不備があると思いますが、すべての学童保育（放課後児童クラブ）が認定を受けるよう働きかけていかなくてはと思います。そこでこの「子ども性暴力防止法」の周知のための学習機会を実現してください。

3 依然として未曽有の物価高騰が続いています。最低賃金の上昇に伴い、運営が著しく困難になっています。現行の補助方針を見直してください。

円安を大きな要因とする物価の高騰は学童保育（放課後児童クラブ）の運営に大きな影響を与えています。とりわけこの夏も猛暑による水光熱費の高騰は目に余るものがあります。さらに最低賃金が上昇することに伴い、学童保育（放課後児童クラブ）で人件費も上昇しています。（2026年1月から熊本県では1,034円）

現在、熊本県では「国基準の70%補助をベースとし、①時間延長（19時まで）②長期休暇③6年生まで受入の取組みをする学童保育（放課後児童クラブ）には、インセンティブ（誘因）が働く仕組みで、これらを取組めば国の基準通りの補助が受けられる」方針を取っています。

当初、熊本県学童保育連絡協議会ではこの補助方針を評価してきましたが、放課後児童支援員の不足など様々な要因で、これらの取り組みができない学童保育（放課後児童クラブ）もあり、いつまでたっても国の基準に沿った補助が受けられないのが現状です。

現行の補助方針を見直し、これらの取り組みが困難な学童保育（放課後児童クラブ）にも国の基準に沿った補助が受けられるようにしてください。

4 学童保育（放課後児童クラブ）は依然として「密」の状態です。流行しているインフルエンザや新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐためにも、早急に「密」の解消に向けた具体的な対策を行ってください。

2023年5月8日から、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の感染症法上の位置付

けが、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」に移行されました。

コロナやインフルエンザ等も流行しており、発熱等で具合が悪くなった時のこどもたちを「静養」「隔離」させるスペースがない施設が依然として多くあり、中には学校内の教室などを転々としている学童保育（放課後児童クラブ）もあります。基本的に施設の拡張や分割、その他学校等の施設利用が必要です。

5 こどもたちの貧困化・格差拡大が進んでいます。より多くの世帯を対象とした保育料（利用料）の減免制度を作ってください。

熊本県学童保育連絡協議会は長年、こどもたちの「育成支援」を目的としている学童保育（放課後児童クラブ）に、要保護・準要保護をはじめとする厳しい経済状態の世帯のこどもたちも通えるように保育料（利用料）の減免制度が必要として、熊本県としての制度の創設を要望してきました。（その結果、2021年度から熊本県は多子・多胎世帯子育て支援総合補助金を創設されましたが、一部の自治体では支援が後退する事態となっています。）

熊本県は2024年7月30日、子どもの貧困実態を探る調査結果を公表しました。結果は「相対的貧困率」は13.3%、ひとり親世帯では40.9%でした。2018年3月、熊本県が発表した「相対的貧困率」は15.0%、ひとり親世帯では43.8%でした。

貧困世帯のこどもへの保育料（利用料）の減免制度を策定してください。

（2025年9月2日の熊本日日新聞の報道で「エンゲル係数 歴史的高水準」という記事が、1面トップに掲載されました。円安による輸入物価の高騰が食品値上げの大きな要因とされています。）

6 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」への取り組みの強化をさらに各市町村に促してください。

熊本県で学童保育（放課後児童クラブ）に通っている児童は、2025年度は22,758人で、前年比815人増（2025年5月1日現在 こども家庭庁調べ）となっており、少子化の傾向にありながら学童保育（放課後児童クラブ）に通うこどもたちの数は依然として上昇傾向にあります。

こうした中での放課後児童支援員の育成と労働環境の整備は急務であり、とりわけ「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」への取り組みの強化が必要です。（なお、2021年11月の経済対策である

「介護、保育の賃上げ」に伴う2022年2月からの「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」では多くの自治体が取り組み、同年10月からはこれを引き継ぐ事業として「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」としてあります）

残念ながら、2023年度も約6割強の市町村で「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「キャリアアップ処遇改善事業」への取り組みがなされず、この事業への市町村担当者への理解が進んでいません。さらに「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」も取り組みが進んでいません。

事実、多くの学童保育（放課後児童クラブ）現場から「自治体に問い合わせたが、処遇改善事業は取り組まれていないので、何とかしてほしい」との声が上がっています。

多くの学童保育（放課後児童クラブ）では増加するこどもたちの数への対応と放課後児童

支援員の不足で大変苦心しています。

放課後児童支援員の確保は緊急の課題であり、処遇改善やサポート体制強化はまつたなしです。せっかくのこうした処遇改善事業等がありながら、国は予算を余らせているのが現状です。したがって、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「キャリアアップ処遇改善事業」

「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」への取り組みの強化を引き続き各市町村に強く促してください。

7 放課後児童支援員認定資格研修の充実に向け、こども家庭庁に意見書を提出してください。さらに資質向上研修の充実を図ってください。

2025年度で放課後児童支援員認定資格研修も11年目を迎えてます。

専門職としての放課後児童支援員養成も16科目24時間の受講と評価レポートの提出だけでは、放課後児童支援員の質の向上は図れません。

とりわけ、準国家資格となっている現行の放課後児童支援員認定資格研修では、重要な科目である「子どもの発達理解」の科目④から科目⑦が保育士や教職免許等を持っている受講者には免除科目となっており、これでは「育成支援」の基礎が抜けてしまうのです。

熊本県として、認定資格研修のさらなる充実に向け「免除科目」の廃止を含めた意見書をこども家庭庁に提出していただくとともに、この認定資格研修を基にした系統的な資質向上研修プログラムの作成をお願いします。

なお、7月の全国学童保育連絡協議会とこども家庭庁成育局成育環境課との懇談において、熊本県学童保育連絡協議会の会長の神田より、「免除科目」の廃止やオンラインでの研修の問題点について発言しました。

8 より実践的な「安全計画」（防災マニュアル）と「業務継続計画」策定に向けたサポートをしてください。

2024年度から学童保育（放課後児童クラブ）でも「安全計画」が義務化されました。

熊本県学童保育連絡協議会では、2023年5月からセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと「防災・災害時子ども支援活動」において協働事業契約を結び活動を展開しております。

2023年度はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから2020年7月豪雨の被災地である八代市、人吉市、球磨村、芦北町の各学童保育（放課後児童クラブ）に大型救急箱と非常用持ち出し袋が配布されました。これに伴い、熊本県子ども未来課の協力をいただき、7月八代市、10月人吉市、2月県庁防災センターで研修会やワークショップを開催しました。

また2024年9月には天草市と水俣市の各学童保育（放課後児童クラブ）にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから大型救急箱と非常用持ち出し袋が配布されました。さらにこれに伴う両市の支援員と自治体職員、こどもたち向けのワークショップを2025年1月22日と23日に水俣市役所と天草市民センターで職員向けの、水俣市袋ふれあい学童クラブと天草市牛深町の幸愛学園児童クラブでこども向けのワークショップを開催しました。

熊本県では2016年熊本地震や2020年7月豪雨災害等を経験しており、より実践的な「安全計画」（防災マニュアル）及び「業務継続計画」の策定が必要です。

今後とも「安全計画」「業務継続計画」策定のための研修会開催や、各学童保育（放課後児童クラブ）に大型救急箱や非常用持ち出し袋、防災頭巾などの配置が可能になるよう予算

措置も含めたサポートをお願いします。

9 学童保育（放課後児童クラブ）での市町村での取り組みがまちまちで、格差が広がっています。熊本県主導の実施市町村の連絡会を発足し、市町村間の取り組みの情報交換を行ってください。

前述しました「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「キャリアアップ処遇改善事業」への取り組みの実態からも明らかのように「放課後健全育成事業」での熊本県内の自治体の取り組みがまちまちで、2015年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」が目指した自治体間の格差の是正が図られていません。

この事業の実施主体が市町村である以上、市町村の予算化を伴う様々な施策が実施されない事例が多く、「格差」となって表れています。

そこで、熊本県主導の実施市町村の連絡会を発足し、市町村間の取り組みの情報交換を行い、市町村間の「格差」是正を図ってください。

10 こども家庭庁が予算化している「運営費における常勤職員配置の改善」に対して市町村に引き続き働きかけてください。

「運営費における常勤職員配置の改善」の補助金を受けるには、市町村が予算化（議会で承認を得る）を行う必要があります。国・都道府県・市町村の負担割合は3分の1ずつのため、実現に向けて各自治体に働きかけていく必要があります。

そして、あくまでも運営費の増額であって人件費の引き上げではないことと、発表された時点で「常勤職員」「配置」の定義が明確に示されてされていないことに懸念しています。

社会的にイメージされる常勤職員は1日8時間勤務の正規雇用職員です。しかし今回の国の定義では、極論すると、事業所で定めた勤務時間が4時間であれば、4時間勤務でも常勤職員となります。熊本県学童保育連絡協議会では常勤職員は「非常勤や臨時職員、パートタイマー、アルバイトのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間程度、週40時間勤務程度の一日勤務であって、かつ雇用期間の限定された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務」と考えており、すでにこども家庭庁から示されている「Q&A」に対してもわかりづらさが多くの自治体からも指摘されています。

しかしながら、こども家庭庁が予算化している「常勤2名以上配置」での補助基準額の創設は重要であり、市町村への働きかけをお願いします。

11 「こどもまんなか熊本」の取り組みの具体的な検討内容を示してください。

2025年6月18日の「こどもまんなか熊本」推進本部会議資料では「5つの視点と取組みの方向性」の中に「子育て中も安心して働き続けられる環境の整備」として放課後児童クラブの充実があります。取組みのイメージとして2027年以降の「県の補助制度見直し」がありますが、具体的にはどのような内容を検討するのか示してください。